

**第1条** (サービスについて)

USEN GATE 02 フレックスモビリティサービスは株式会社インターネットイニシアティブ(以下「特定協定事業者」といいます。)のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)です。

**第2条** (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

**第3条** (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款(以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。)を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

**第4条** (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

**第5条** (本サービスのプラン)

本サービスには、次のプランがあります。

プラン	ライセンス数
フレックスモビリティサービス	100 ライセンス以上
フレックスモビリティサービス/コンパクト	300 ライセンス～600 ライセンスまで

2 本サービスの契約後、契約プランの変更はできません。

**第6条** (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌月 1 日から本サービスの提供終了日が属する月の末日まで発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額(消費税等相当額を含む)を支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知いたします。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

**第7条** (申込みの取消し)

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

**第8条** (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、提供開始日から、提供開始日の翌月1日を起算日として1年間が経過する日までとし、当該最低利用期間内に、第9条（契約者が行う利用契約の解除）に基づき利用契約が解除された場合または第10条（当社が行う利用契約の解除）第1項または第16条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第2項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払っていただきます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

#### **第9条** （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その2ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し利用契約を解除するものとします。

#### **第10条** （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
  - (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
  - (4) 解散の決議をなしたとき
  - (5) 違法行為をなしたとき
  - (6) 本契約に違反したとき
  - (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
  - (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき
- 3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

#### **第11条** （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

#### **第12条** （損害賠償）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者が生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

#### **第13条** （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

#### **第14条** （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

#### 第15条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

#### 第16条 （反社会的勢力に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

#### 第17条 （準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

#### 第18条 （合意管轄）

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 別記

#### 1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

<https://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/>  
「IIJインターネットサービス契約約款」

サービス プラン	約款名
フレックスモビリティサービス	・ 一般規程 ・ 個別規程 IIJ フレックスモビリティサービス
フレックスモビリティサービス/コンパクト	・ 一般規程 ・ 個別規程 IIJ フレックスモビリティサービス/コンパクト

## 2. 料金表 (すべて税抜き表示)

### 第1表 基本利用料

#### 第1表-1 フレックスモビリティサービスに係る料金

品目	初期費用	月額料金	備考
Mobility デバイスライセンス (1 から 1,000 ライセンスまで)	-	80,000 円	100 ライセンス毎に
Mobility デバイスライセンス (1,001 ライセンス以上)	-	都度見積り	-
シングルリージョン システムサイズ ※1 ※2	350,000 円	350,000 円 から	Mobility デバイスライセンス数によって 変動します
シングルリージョン Mobility サーバ ※1 ※2	25,000 円	50,000 円	シングルリージョン は 2 台からの申込と なります。
オプション品目			
設定変更オプション	実費	-	-
月次メンテナンス時間変更オプション	-	35,000 円	-
マルチリージョン システムサイズ ※3	150,000 円 から	150,000 円 から	-
マルチリージョン Mobility サ ーバ ※3	25,000 円	50,000 円	-

※1 導入時必須項目です。

※2 シングルリージョン (東日本/西日本) 対応

※3 マルチリージョン (東日本、西日本) 対応

#### 第1表-2 フレックスモビリティサービス/コンパクトに係る料金

品目	初期費用	月額料金	備考
Mobility デバイスライセンス (300 ライセンス)	250,000 円	300,000 円	-
Mobility デバイスライセンス (400 ライセンス)	250,000 円	400,000 円	-
Mobility デバイスライセンス (500 ライセンス)	250,000 円	500,000 円	-
Mobility デバイスライセンス (600 ライセンス)	250,000 円	600,000 円	-
オプション品目			
AD 認証オプション	-	80,000 円	-
設定変更オプション	実費	-	-

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社USEN ICT Solutions

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
IIJ フレックスモビリティサービス	USEN GATE 02 フレックスモビリティサービス
IIJ フレックスモビリティサービス/コンパクト	USEN GATE 02 フレックスモビリティサービス/コンパクト

(以下余白)